

令和7年度 食育推進検討会 報告書



令和8年6月

大田区

— 目 次 —

はじめに	1
令和7年度食育実施事業	
食育計画	2
大田区食育の取り組み（体系図）	3
健康づくり課	4～6
生活衛生課	7～8
地域健康課	9～10
子育て支援課	11～13
保育サービス課	14～15
学務課	16～18
指導課	19～21
参考資料	
食育基本法	22～27
食育推進検討会担当者一覧	28

はじめに

平成 17 年 7 月「食育基本法」が制定され、それを受けて大田区では平成 18 年より食育推進検討会を開催しています。検討会において各所属での食に関する取り組み状況を共有し、それぞれの分野で活動を行ってきました。

令和 7 年度は、すべてのライフステージに向けた食育を推進するべく「食べて健康大田の食育」をテーマとし、各所属の事業の中で、食の重要性を伝えてきました。

検討会では令和 4 年度から、10 月を「大田区食育月間」と定めることとしました。

令和 7 年度末時点において、検討会全体での取り組み状況及び各所属の取組状況をまとめましたので、ここに報告致します。

令和 8 年 6 月

食育推進検討会事務局

食を通してこころも身体も健康に保ち、 豊かな生活を送れる地域の実現

目指すべき姿

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

持続可能な食を支える食育の推進

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

取り組みの方向

1. バランスのとれた規則正しい食生活の実践
2. すべてのライフステージに向けた食育の推進（子ども、学校、保育所、健康寿命の延伸）
3. 食育に関する啓発と、食環境づくりの充実、地域と連携した普及啓発

1. 食生活における環境への配慮の徹底
2. 体験や交流を通じた豊かな人間性の育成と食の理解促進、農林水産業への理解と地産地消の一層の推進
3. 日本の食文化や郷土料理等の理解と継承

1. 「新たな日常」における食育の実施（デジタル配信、高齢者等に配慮した情報提供）
2. 自宅での料理や望ましい食生活につながるような食育の推進
3. 「全国食育推進ネットワーク」を活用した情報共有

食育を支える取り組み

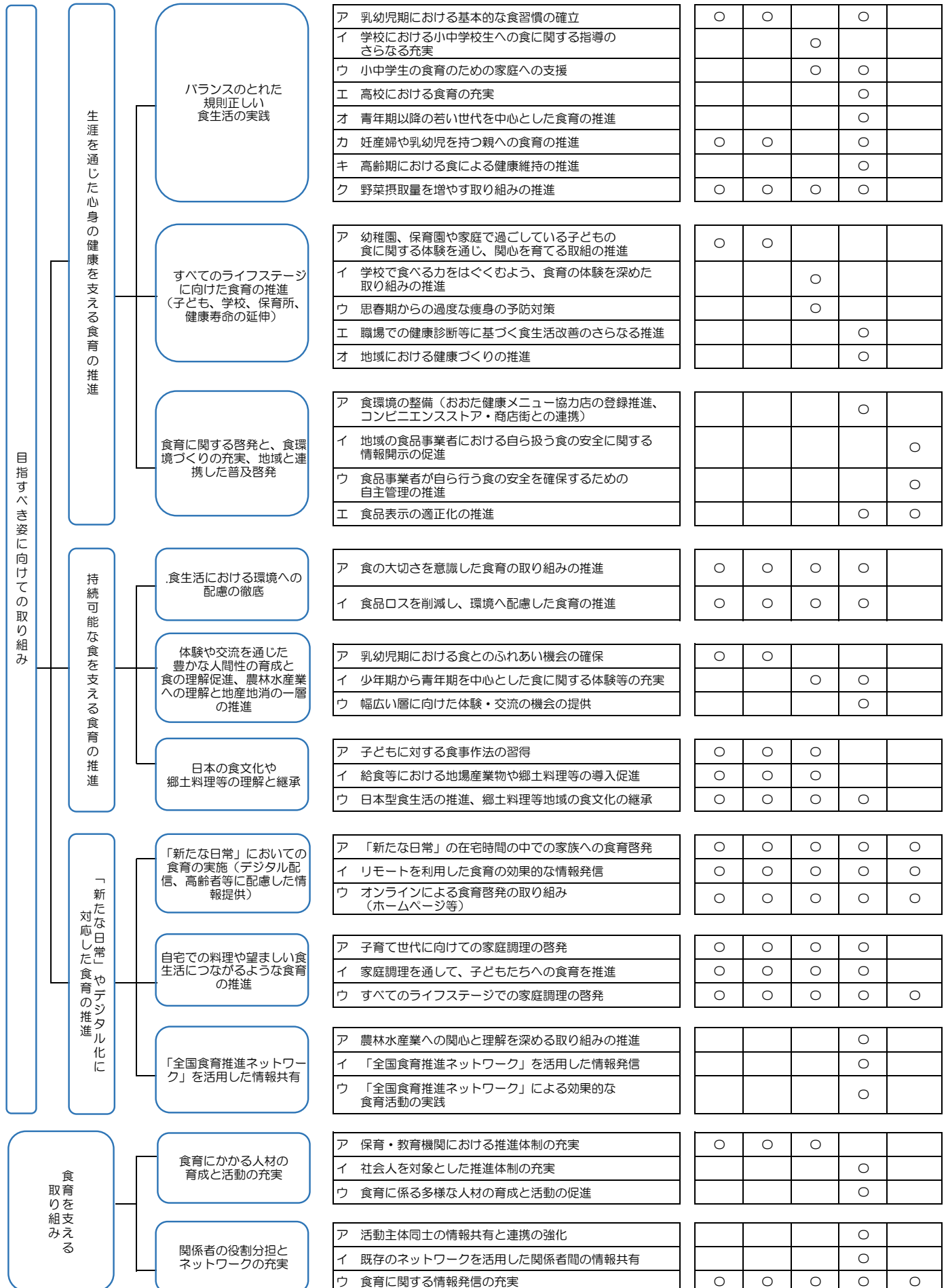
【取り組みの方向】

1. 食育にかかわる人材の育成と活動の充実
2. 関係者の役割分担とネットワークの充実

学童・思春期 7～19歳
 青年期・壮年期 20～64歳
 高齢期 65歳～

《大田区食育の取り組み 体系図》

サ ー ビ ス 課	保 育 課	支 子 援 課	指 導 課	学 務 課	地 域 健 康 課	生 活 衛 生 課
-----------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-----------------------	-----------------------



●令和7年度食育実施事業【健康づくり課】

健康-1	事業名： 令和6年度食育推進検討会報告書の配布
対象	栄養・食育関係、子ども・学校関係及び行政職員など
内容	食育推進関係部署の取り組みをまとめ、関係部署（保育園長会、児童館長会、小中学校校長会など）、区民に配布した（区政情報コーナー）。
備考	媒体：食育検討会報告書

健康-2	事業名： 地域活動栄養士への支援（栄養オンライン講習会）
対象	区内在住・在勤の管理栄養士・栄養士等
内容	講習会の開催 日 時：令和8年3月10日（火） 午後2時00分から午後3時30分まで テーマ：「健康長寿を目指した糖尿病食事療法：メタボ対策からフレイル対策まで」 講 師：東京都健康長寿医療センター 糖尿病・代謝・内分泌内科 フレイル予防センター長・健康長寿医療研修センター長 荒木 厚 氏 参加人数：19人
備考	Webexを使用したオンラインでの講習会を実施した。

健康-3	事業名： ホームページによる情報提供
対象	区民
内容	・健康教育及び食育活動の推進のため、ホームページを活用して「健康バランスメニュー」を紹介している。 ・平成27年度から食環境整備として開始した「おおた健康メニュー協力店」について、大田区ホームページ、大田区公式Xを活用して区民への普及啓発を図っている。 ・妊娠期や乳幼児の保護者向けに「妊娠期の食事のポイントとレシピ」「かんたん離乳食の作り方（動画、レシピ）」を掲載している。 ・食育の取組みとして、「おおたの食育」「やさいを食べようびょん」「食育クイズに挑戦！」を掲載している。 ・生活習慣病予防の取組みとして、「生活習慣病予防（野菜・減塩）」を掲載している。 ・食料備蓄や災害時の調理法などをまとめた「災害時の食事」を掲載している。 ・ライフステージごとの食生活のポイントという内容で、講師による「栄養オンデマンド講演会」の動画を掲載している。
備考	

健康-4	事業名： 若者への食育啓発事業
対象	区民
内容	若い世代に向けて、将来の生活習慣病予防につなげるため、大田区内商店街の店舗やコンビニエンスストアでポップ等を掲示し、ミニパンフレットを配布して、野菜摂取を促した。また、高等学校、専門学校、スーパー等、配布先を追加して、ポスター掲示を行った。
備考	

●令和7年度食育実施事業【健康づくり課】



ポスター



ミニパンフレット



健康-5	事業名： おおた健康メニュー協力店 （食環境整備として）
対象	飲食店、小売店
内容	- 平成27年から開始した、食を通じて区民の健康づくりを応援する事業である。 - 登録店舗は「バランスメニュー」「野菜たっぷりメニュー」「減塩メニュー」のいずれかを提供し、「健康メニュー協力店ステッカー」を店頭に掲示する。 - チラシ、ホームページにて、区民への普及啓発を行った。 - 令和5年度には健康情報提供店の登録を開始し、令和7年度には媒体を拡充し各登録店舗で配布した。 - 令和7年度協力店登録店舗数：66店舗 登録店累計：92店舗
備考	



ステッカー



協力店一覧チラシ

●令和7年度食育実施事業【生活衛生課】

生-1	事業名：食の安全性に関する基礎的な知識の普及
対象	区民
内容	・区報 年間2回掲載 ・デジタルサイネージ 年間2回放送 ・地域力推進会議 年間2回 資料の配布 ・チラシの配布 ・大田区ホームページ
備考	

生-2	事業名：保健所メール配信情報提供サービス
対象	メール配信登録者
内容	・感染症、食中毒発生状況及び公衆衛生情報等を登録者に発信した。 ・年間12回配信（毎月定期12回）
備考	媒体：電子メール

生-3	事業名：手洗い実験キットの貸し出し
対象	区民・区内事業者・区内団体
内容	・汚れに見立てた専用ローションを手全体に塗り広げ、その後普段の手洗いを実施し、暗所でブラックライトに手をかざすことで、手の汚れの洗い残しを目で確認できる手洗い実験キットの貸し出しを実施した。 ・年間54回貸し出し
備考	申込方法：LoGoフォーム、電話

生-4	事業名：手洗い講習会
対象	乳幼児を持つ母親や児童
内容	・パネルシアターを使用し、手洗いのタイミングについての講習を実施後、手洗い実験キットを使用し、参加者と手の汚れの洗い残しについて確認した。 - 最後に、正しい手の洗い方について説明した。 ・子ども家庭支援センターで4回、子育てひろばで1回、児童館・放課後ひろばで7回、保育園で1回実施した。
備考	協力：子ども家庭支援センター 媒体：パネルシアター、手洗い実験キット、チラシ

生-5	事業名：食品衛生パネル展示
対象	区民
内容	・食品衛生に関するパネルの展示やチラシの配布を行い、食品衛生の知識を普及した。 ・年間2回開催 ・開催会場 大田文化の森、グランデュオ3階東西連絡通路（食育フェア内ブース）
備考	媒体：パネル、チラシ

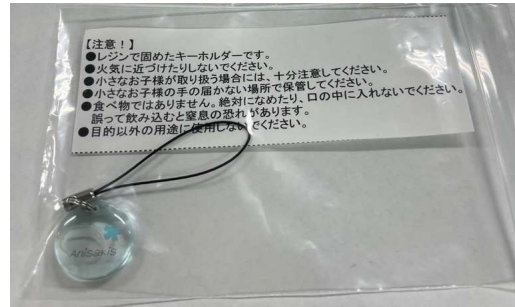
生-6	事業名：街頭相談
対象	区民
内容	・区民を対象に食品衛生に対する相談コーナーを実施した。 ・食品衛生に関するパネルの展示やチラシの配布を行い、食品衛生の知識を普及した。 ・年間1回開催 ・開催会場 田園調布せせらぎ館
備考	媒体：パネル、チラシ

●令和7年度食育実施事業【生活衛生課】

生-7	事業名：大田区ナナハト学校
対象	区民
内容	・大田区と企業との連携イベントでブースを出展した。 ・食品衛生に関するパネル展示、アニサキス観察、食品衛生クイズ、手洗残し観察、食品衛生相談コーナーを実施した。 ・開催会場 イトーヨーカドー大森店
備考	媒体：パネル、チラシ、風船、アニサキスキーホルダー



▲ 当日の様子



▲ 配布したアニサキスキーホルダー

生-8	事業名：大田区食の安全・安心意見交換会
対象	区民、食品等事業者
内容	・年間1回開催 ・食品衛生について消費者・事業者・行政の三者の相互理解を図ることを目的として開催している。 ・令和7年度は、株式会社メリーチョコレートカンパニーの品質管理部の担当者にご登壇いただき、食品工場における食品衛生の取り組みについての講演をしていただきました。加えて、チョコレートのテンパリングについてのお話、チョコレートを用いてミルフィーユ生地へのトッピング体験を実施していただいた。 ・大田区保健所からは、食品衛生監視員の仕事や食品表示に関する講義のほか、まな板の洗い方について、洗浄・消毒が正しくできる方法を体験していただいた。
備考	媒体：講演、体験、チラシ



▲ 当日の様子1

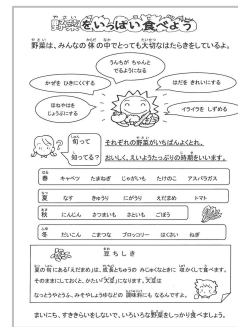


当日の様子2 ▶

▲ 開催案内チラシ

●令和7年度食育実施事業【地域健康課】

地健-1	事業名： 児童館における健康教育
対象	学童保育室を利用している児童
内容	- 児童館を利用している児童に対して食品の組み合わせ（主食・主菜・副菜）や野菜の種類など、媒体を使用して食への興味の動機づけとして実施している。（地域活動栄養士会との協働で実施） - 年間 28回実施 参加人員 963名
備考	媒体：パネルシアター「元気号は出発できるかな？」 「うちでわかる おなかのちょうし」・「やさいをいっぱい食べよう」



地健-2	事業名： 栄養情報の普及
対象	学童保育室を利用している児童の保護者
内容	リーフレット「朝ごはん食べて元気もりもり！！」を地域活動栄養士会との協働で作成し、区内学童保育室利用者に配布している。
備考	媒体：リーフレット「朝ごはん食べて元気もりもり！！」

地健-3	事業名： 朝食啓発リーフレット配布
対象	3歳の子を持つ保護者
内容	食習慣の基礎を作る幼児期から朝食の大切さを啓発するため、3歳児健診でリーフレットを配布している。リーフレットの二次元コードからは、大田区ホームページの「かんたん朝食メニュー」を閲覧することができる。
備考	媒体：リーフレット「家族で一緒にたべよう!! おいしく!げんきに!朝ごはん」



●令和7年度食育実施事業【地域健康課】

地健-4	事業名：育児学級（9～11か月）
対象	9～11か月児の保護者
内容	・9～11か月児の育児学級開催時に離乳食の内容と併せて、家族全体の健康づくりや生活習慣病、骨粗しょう症などを予防するための食育を実施している。 年間48回実施 参加人数 530名
備考	

地健-5	事業名：おとなの食育講座
対象	幼稚園や児童館を利用している乳幼児の保護者
内容	・幼稚園の保護者や児童館を利用してる乳幼児の保護者等に、自分と家族の健康づくりを考えるきっかけづくりのための講座を実施している。 年間7回実施 参加人数 38名
備考	

地健-6	事業名：栄養講座
対象	成人
内容	・栄養や食事に関する身近なテーマで健康づくりや栄養改善のための教室を実施している。 年間4回実施 参加人数 51名 テーマ「備えて安心！災害時の食事」など
備考	

地健-7	事業名：生活習慣病予防パネル展示
対象	成人
内容	・地域庁舎や図書館での生活習慣予防のパネル展示、リーフレット、レシピの配布
備考	



図書館での展示の様子

●令和7年度食育実施事業【子育て支援課】

子-1	事業名：保育園 栄養士による離乳食指導
対象	乳幼児保護者
内容	・月齢に合わせた離乳食の紹介 ・スピード簡単離乳食や季節の離乳食を紹介 ・離乳食の食べさせ方の基本とコツ ・偏食やアレルギーについての話 ・栄養指導 ・個別相談 ・食事相談 実施施設数 10 施設（21回）
備考	媒体：相談会、レジュメ、パネル、写真 栄養士、保育士に依頼

子-2	事業名：地域健康課 栄養士による栄養相談 （栄養士さんによる食に関する話など）
対象	乳幼児保護者
内容	・子どもの発達段階に応じた離乳食と進め方の話 ・楽しい食事の工夫 ・乳幼児の栄養について ・授乳と離乳食について ・栄養バランスについて ・母の健康講座 ・お弁当作り、おやつ作り ・個別相談 実施施設数 59 施設
備考	媒体：話、パンフレット、リーフレット、パネル、レジュメ、相談 地域健康課栄養士に依頼

子-3	事業名：地域健康課 歯科衛生士・保健師による 歯科・健康指導（健康教室など）
対象	乳幼児保護者 小学生
内容	・虫歯になりにくいおやつとの与え方 ・虫歯予防（歯磨き指導・生活リズム） ・噛み合わせについて ・身近な食べ物と砂糖の量 ・子どもの食べる機能の発達と口腔ケア ・歯周病について ・個別相談 実施施設数 58 施設
備考	媒体：パネル、レジュメ、パネルシアター、歯科指導、健康指導 地域健康課歯科衛生士・保健師に依頼

●令和7年度食育実施事業【子育て支援課】

子-4	事業名：地域健康課 食育パネルシアター
対象	小学生
内容	・うんちの話、食事の話、栄養の話、野菜の話 ・パネルシアターで楽しく知識を深める ・タンパク質、炭水化物、ビタミンのバランスを学ぶ 実施施設数 28 施設
備考	媒体：パネルシアター、話 大田地域活動栄養士会に依頼

子-5	事業名：野菜の栽培活動
対象	乳幼児親子 小学生
内容	・小玉スイカ・いんげん・オクラなどの栽培 ・野菜の種や苗を植えて世話をすることで、成長を楽しみ収穫の喜びを味わう 実施施設数 9 施設
備考	媒体：栽培活動 児童館職員による活動

子-6	事業名：食に関する遊び
対象	乳幼児親子、小学生
内容	・乳幼児、小学生への絵本や紙芝居の読み聞かせ ・乳幼児タイムで食べ物の手遊びを行う ・ままごと 実施施設数 全施設
備考	児童館職員による活動

●令和7年度食育実施事業【子育て支援課】

子-7	事業名：食生活、マナー指導
対象	小学生(学童保育児)
内容	・お弁当、おやつタイムでのマナー指導 ・日常の手洗い指導 実施施設数 全施設
備考	媒体：昼食時(お弁当タイム)、おやつタイム、話、ポスター 児童館職員による指導

子-8	事業名：広報活動
対象	保護者
内容	・食育に関するポスターの掲出 ・区立保育園の献立表の館内掲示や給食レシピの個別配布 ・朝食レシピやお弁当レシピのパンフレット配布 ・「離乳食情報コーナー」を設置し、雑誌などの貸出しを行う 実施施設数 全施設
備考	媒体：ポスター・チラシ・リーフレット・離乳食掲載雑誌 児童館職員による指導



●令和7年度食育実施事業【保育サービス課】

保-1	事業名： 保育園給食・食材の展示とレシピの提供
対象	保育園利用者
内容	給食の実物展示、食材や給食レシピの紹介から、こどもと保護者の会話のきっかけや食への関心を高める。 ・ 毎日の給食を実物展示する。 ・ 給食に使用する食材やレシピを伝える。
備考	



給食の実物展示



食材の紹介



給食レシピの紹介

保-2	事業名： 調理のお手伝いと調理体験
対象	2～5歳児
内容	調理の手伝いや調理体験を通して、料理作りに関わり興味と関心をもつ。 ・ 「グリーンピースや空豆のさやむき」「ふきの皮と筋取り」をする。 ・ 収穫したさつま芋で、絵本に出てくる「芋もち」を作り味わう。
備考	



保-3	事業名： 野菜・果実の栽培
対象	2～5歳児
内容	食材の栽培に関わることで、身近な存在に親しみをもち、いのちを大切にする力を培う。 ・ 園庭の畑やプランターで栽培をする。 （なす、ピーマン、きゅうり、さやいんげん、オクラ、とうもろこしや、米、人参など） ・ 保育士から、栽培物について話を聞き興味を深める。 ・ 種や苗を植え、水やりなどの世話をし、生長過程の観察や収穫を楽しむ。
備考	



白なす



馬込半白節成胡瓜



さやいんげん

●令和7年度食育実施事業【保育サービス課】

保-4	事業名：栽培物を使った調理実演
対象	2～5歳児
内容	収穫した野菜・果実を使った調理を見ることで、食材を調理する事に関心を持つ。 ・収穫したしいたけをバターソテーにする。 ・収穫した爆裂種のとうもろこしで、ポップコーンをつくる。
備考	

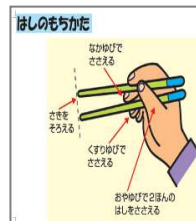


キャラメルポップコーンづくり

保-5	事業名：各年齢に合った食に関する話や教材
対象	1～5歳児
内容	・三色食品群一覧表を使って、食べ物の働きを知る。 ・食具（スプーン・フォーク・箸など）の正しい持ち方を身につける。 ・絵本、絵カード、紙芝居などを使用し食事のマナーに気づく。
備考	



三色食品群一覧表



保-6	事業名：地域の保護者支援
対象	地域の子育て中の保護者
内容	・簡単にできる食事作りのヒントとなるような情報提供をする。 （離乳食・幼児食・朝食・簡単レシピなどの紹介と「家庭でつくる離乳食レシピ」のホームページの更新） ・個別の栄養相談を行う。 ・調理実演や試食を通して具体的な食事作りを提案する。
備考	

保-7	事業名：給食献立表、すくすくPowerえいようだよりの発行
対象	区立保育園の保護者
内容	・毎月、給食献立表をICTシステムにて配信する。 ・毎月、食に関する情報を「すくすくPowerえいようだより」として配信する。
備考	保護者用スマートフォンアプリ「コードモン」にて配信

●令和7年度食育実施事業【学務課】

学-1	事業名： 学校保健研修会
対象	小学校・中学校 保護者・学校医・学校歯科医・学校職員・教育委員会
内容	・令和7年度学校保健研修会における大田区教育研究会小学校学校給食部の発表テーマ：「心豊かな児童の育成～持続可能な社会の担い手となる心豊かな児童の育成～」 ・学校保健関係が直面している諸課題について研究協議する場で、学校栄養職員が多角的な指導実践に向けての研究等を発表した。 ・動画配信期間：令和8年4月30日まで (令和6年度と同様に動画配信という形式をとった。)
備考	*学校保健会の中の事業としての位置づけ ※資料添付あり

学-1 資料

研究の概要

- 外食や中食など食の簡易化
- 食体験が少ない家庭
- 塩分や脂質などの過剰摂取につながる食習慣

↓

栄養士の願い

- 苦手なものや食べ慣れていないものにも挑戦し、主体的に食べることを楽しんでほしい。
- 健康と食生活のつながりを理解し、自ら考えて健やかな体作りに必要な基本的な食習慣を実践する力を身に付けてほしい。

↓

心豊かな児童の育成

(1) 大田区学校給食週間(たこぺったん)

たこぺったんはかせになろう!




クイズ2
これからたこぺったんを揚げます。
どうやって形を作っているでしょうか?

- ① 専用の型で作る
- ② ☒ ひとつずつ手で形を作る
- ③ 形を作らずそのまま

たこぺったんの仲間もあるよ



学-2	事業名： 学校で実施する〔健康づくり教室〕
対象	小学生及び保護者等
内容	・小学校で独自に健康づくり教室を実施している。 (R4年度2校、5年度8校、6年度9校、7年度8校実施) ・学校保健会学術委員会にて学校へ食育に関連するビデオや教材を貸出している。 (R4年度3校、5年度なし、6年度3校、7年度1校に貸出)
備考	講話及び調理実習

学-3	事業名： 学校で実施する〔健康づくり教室〕
対象	中学生及び保護者等
内容	・中学校で独自に健康づくり教室を実施している。 (R4年度開催なし・5年度は2校、6年度3校、7年度2校実施) ・学校保健会学術委員会にて学校へ食育に関するビデオや教材を貸出している。
備考	講話及び調理実習

学-4	事業名： こどもの健康づくり教室
対象	小学校に通学する児童および保護者
内容	・運動(遊び)：お家で出来る簡単で楽しい運動の紹介。 ・食育講座：生活習慣病予防となる調理実習 「蒸しパン」を作る。 ・睡眠講座：睡眠の大切さについて説明。
備考	池上会館にて講話及び実技 ※添付資料あり

●令和7年度食育実施事業【学務課】

学-4資料



学-5	事業名：学校給食活動　＜地場野菜の使用＞
対象	小・中学校
内容	・大田区友好都市である東御市産のきのこと類や果物などの食材を給食に使用している。 ・八王子にある「とうきょう元気農場」で栽培された東京都産の野菜を給食に使用し、食育に活用している。
備考	媒体：学校給食　　※添付資料あり

学-5資料



《姫とうがんを使った献立》
プルコギ丼
鶏肉と冬瓜のスープ
豆乳花(トールーフア)
牛乳

学-6	事業名：学校給食活動　＜家庭・地域との連携＞
対象	小・中学生地域の方々
内容	・家庭・地域との連携を図るため、招待給食を学校で実施している。 招待給食…令和5年度小学校　34校・中学校 1校 令和6年度小学校　29校・中学校 2校 令和7年度小学校　33校・中学校 4校
備考	

●令和7年度食育実施事業【学務課】

学-7	事業名： 学校給食活動 <家庭への情報提供 献立表の活用>
対象	小・中学生及び保護者
内容	・毎月の実施献立を家庭に知らせる方法として、「家庭配付用献立表」を発行している。 献立と共に使用食材について、また栄養に関すること、マナー、食文化等食について 情報提供し家庭への啓発を行っている。（小学校・中学校ともに全校）
備考	媒体：学校給食献立表 及び給食だより ※添付資料あり

学-7資料

3月学校給食献立表			
献立名	献立者	栄養価	献立紹介
日 曜		エネルギー Kcal	たんぱく質 g
2 月	親子丼 年賀 肉じゃがみそ汁 でこぼん	537	24.8
3 月	春の足らし春巻 年賀 さわらのこまき春巻 天婦のすまし汁	559	27.5
4 日	ミルクパン 年賀 ミルク風カンパニ パジャラサラダ ミネストローネ	561	29.7
5 木	鶏でしうどん 年賀 さつまもも揚げ 節麦のこまき揚げ	553	18.8
6 金	チリビーンズライス 年賀 ツナ入りフレンチサラダ いちご	560	22.6
9 月	小松菜チャーハン 年賀 ひじきの三層煮 かきたまスープ	582	17.9
10 火	鶏こぼん 年賀 鶏の塩焼き からとベーコンの卵めし 豆苗のみそ汁	507	28.0
11 水	バターロールパン 年賀 スコップコロッケ フラジール風チキンスープ	571	25.6
12 木	こぼん 年賀 あんかけ豆腐煮 春巻のゆずしょう油え 揚げ	532	23.7
13 金	鶏卵あんかけそば 年賀 鶏の肉団子 おかからドーナツ	558	23.2
16 月	わかめごはん 年賀 肉じゃが 豆苗のおかかえ 揚げ 揚げ	570	20.5
17 火	鶏こぼん 年賀 鶏の塩焼き (しゃも・もも) 肉巻サラダ	545	26.8
18 水	鶏卵パン 年賀 豆苗クリームグラタン	584	24.6
19 木	ボーカカレーライス 年賀 コーンサラダ キウイフルーツ	602	20.0
23 月	春巻 年賀 鶏の塩焼き 節麦のからしえ 揚げ	501	25.7

※食料摂取量は1人1食の献立の献立により、献立を変更することがあります。

給食の献立紹介 池上梅園から揚げ (年賀献立用A/B)

(例) 例1 A: (鶏もも肉25g×2枚、鶏卵2枚、玉ねぎ) B: (肉類80g、卵類25g) 揚げ豆腐

(例) 例2: 鶏もも肉を焼く、たいてい焼く。
※焼くには、玉ねぎを切る。
※お肉を焼く時は、油で焼く。
※手洗いの献立表に記して、給食の献立表を添付してください。

※大田区立食育推進センター
大田区立食育推進センターで提供されている、
オリジナル献立表です！

新しい年が始まりました。
毎日の食生活を大切にして、この1年も健康で元気に
過ごしましょう。
今年も安心・安全でおいしい給食を提供できるよう、
給食室一丸となって作業していきます。
これからも学校給食へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

1/24～30 学校給食週間

日本の学校給食は、1889（明治22）年に山形県鶴岡市の小学校で、お弁当を持ってこられない
児童に「おにぎり、焼き魚、漬物」を用意したのがはじまりです。
給食ははじまった当初は食べ物が不足していたため、児童の栄養補給が第一の目的でしたが、
今日では栄養補給に加えて、給食を通しての「人間関係の形成」や「マナーの体得」、「地域に
根ざした給食」、などへと役割も変化してきています。

おたたく学校給食週間

1/24～2/6は「大田区学校給食週間」です。大田区の学校給食の特色や取り組みを紹介して
いきます。大田区発祥の「たこべったん」は1/29に提供します。
また、今年度は「みそ汁の具コンテスト」を行い、選抜小学校で人気ナンバー1の具を使った
みそ汁や、大森で収穫されていた「海苔」を使った献立（いずれも2月に提供予定）も登場します。

学校給食週間メニュー紹介

【1/27 あげパン】
今回のあげパンはココア味で提供しま
す。
かたくなったパンをおいしく食べるた
めに、揚げたてから砂糖をまぶしたのが
はじまりです。

【1/29 たこべったん】
「たこ焼きが食べたい！」という生徒の
リクエストから生まれたメニューです。
生地をべったんこにして作り、油で揚げ
たものです。

☆おたたくメニュー☆

※オニオンスープ（5人分）※

水・・・550g
鶏がら・・・50g
サラダ油・・・25g
にんにく・・・25g
玉ねぎ・・・350g
ベーコン・・・50g
食塩・・・4.5g
しょうゆ・・・少々
粉パセリ・・・少々

①からスープをとる。
②（市販のスープでも）
スライスした
にんにく、玉ねぎを
じっくり炒める。
③スープ、ベーコンを
加えて煮る。
④食塩、しょうゆで
調味する。
⑤粉パセリをふる。

☆冬の野菜・くだものを食べよう☆

風邪やインフルエンザ、感染症予防などを防ぐた
に体の抵抗力を高めることが大切です。
そのためにも、3食しっかり食べて規則正しい生活
を送りましょう。
冬が旬の野菜は体を温める効果があり、くだもの
には風邪を予防したり疲れをとったりするビタミン
類が豊富に含まれています。
栄養たっぷりで安くおいしい野菜、くだものを
たくさん食べましょう。

☆学校からのお知らせ☆

※献立について
①栄養量は中学生を1として、低学年0.85倍、
高学年1.15倍で計算しています。
②食料は購入ならびに学校行事などの都合によ
り献立を変更することがあります。
ご了承ください。

学-8	事業名： おたたく学校給食大作戦
対象	小学校・中学校
内容	・大田区学校給食週間の実施 ・「食いしん坊はねぴょん」の活用 ・「みそ汁具材」人気投票実施
備考	 ©大田区

学-9	事業名： 食品ロス等によるリサイクル事業の実施及び協力
対象	小学校・中学校
内容	・学校から排出された学校給食用牛乳空パックの資源化を目的とし回収し、リサイクル事業者 への搬入事業を行っている。（学務課） ・給食残渣を、家畜の飼料として活用する取り組みのため、産廃業者へ分別して排出を行って いる。（総務課主体）
備考	

●令和7年度食育実施事業【指導課】

指-1	事業名：指－1
対象	小学校低学年児童
内容	【指導目標】 ○食べ物に関心をもつ。 ○好き嫌いせずに食べようとする。 ○いろいろな食べ物の名前が分かる。
備考	給食指導 学級活動

指-2	事業名：指－2
対象	小学校中学年児童
内容	【指導目標】 ○楽しく食事をするのが心身の健康のために大切なことが分かる。 ○健康に過ごすことを意識して、いろいろな食べ物を好き嫌いせずに食べようとする。 ○衛生的に給食の準備や食事、後片付けができる。 ○「いただきます」などの食事の挨拶の意味を知ることができる。
備考	給食指導 学級活動

指-3	事業名：指－3
対象	小学校高学年児童
内容	【指導目標】 ○楽しく食事をするのが、人と人のつながりを深め豊かな食生活につながる事が分かる。 ○食事が体に及ぼす影響や食品をバランス良く組み合わせて食べることの大切さを理解し、1食分の献立が考えられる。 ○食品の衛生に気を付けて、簡単な調理をすることができる。
備考	給食指導 学級活動

指-4	事業名：指－4
対象	中学校第1学年生徒
内容	【指導目標】 ○食べることに興味・関心を持ち、食の重要性、食事の喜び、楽しさを理解し、毎日規則正しく食事をとることができる。 ○心身の成長や健康の保持増進の望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自分の生活や将来の課題を見付け、自ら管理していく能力を身に付ける。
備考	給食指導 学級活動

●令和7年度食育実施事業【指導課】

指-5	事業名：指－5
対象	中学校第2学年生徒
内容	【指導目標】 ○食環境と自分の食生活との関わりについて理解することができる。 ○身体の発達に伴う必要な栄養や食品に含まれる栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期に必要な栄養について理解することができる。
備考	給食指導 学級活動 技術・家庭科（家庭分野）

指-6	事業名：指－6
対象	中学校第3学年生徒
内容	【指導目標】 ○生活の中で食事が果たす役割や健康との関わりを理解する。 ○1日分の献立を踏まえ、簡単な日常食の調理をすることができる。 ○食品を安全かつ衛生的に取り扱うことができる。
備考	給食指導 学級活動 技術・家庭科（家庭分野） 保健体育科（保健分野）

指-7	事業名：指－7
対象	区立学校全校主幹教諭、主任教諭、教諭、学校栄養職員等
内容	食育推進委員会 ・小学校の体育科、家庭科、生活科と中学校の保健体育科、技術・家庭科（家庭分野）、社会科、理科を専門とする教員、養護教諭、学校栄養職員から委員を委嘱し、食育の推進のために給食時間に活用できる各教科の視点を取り入れた動画の作成に取り組んだ。 【小学校作成動画内容】食事のマナー、夏に旬の野菜を知ろう、丈夫な体をつくろう、食べ物と栄養、朝ごはんを食べよう 【中学校作成動画内容】魚について知ろう、お米を食べる国はたくさんある？、よく噛んで食べよう、感謝の気持ちを忘れない、早寝早起き朝ごはんの掲示
備考	作成動画の公開

指-8	事業名：指－8
対象	区立学校全校
内容	食育リーダーの全校配置及び食育推進チームの全校設置 ・各学校における食育推進の中核的な役割を担う食育リーダーを全校に配置した。 ・各学校における食育推進のために食育推進チームを設置した。 ・食育リーダーは食育推進チームの中心として、各学校の食育を推進した。
備考	食育リーダー研修

●令和7年度食育実施事業【指導課】

指-9	事業名：指-9
対象	区立学校全校児童・生徒・保護者
内容	「早寝・早起き・朝ごはん月間」 ・年2回、5月と10月を「早寝・早起き・朝ごはん月間」とし、家庭における基本的な生活習慣の啓発を図った。 ・各学校で創意ある取組を実施した。 取組例：自己点検カードの活用、ポスター作成・掲示、指導プリント、校長の講話、栄養士の講話、標語作り、啓発動画の視聴など
備考	学級活動 学校だより 保健だより 給食だより等、家庭に向けた文書の配布

食 育 基 本 法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫（らん）する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取り組みが、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年に行ける国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯に

わたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行わなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行うものにあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分に自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行わなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行わなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有

する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育に推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成す

るよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者もしくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の

食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に挙げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申し出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成二一年六月五日法律第四九号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日[平成二一年九月一日] から施行する。 [後略]

附 則[平成二七年九月一一日法律第六六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

令和7年度 食育推進検討会担当者一覧

所 属	氏 名	電話番号
健康づくり課長	濱田 義昭	(5744) 1660 (内線) 2921
生活衛生課	浅田 真由子	(5764) 0697
調布地域健康課 栄養士	鎌田 万里子	(3726) 4146
調布地域健康課 栄養士	小串 倫子	(3726) 4146
子育て支援課 子育て支援担当	高味 育子	(5744) 1609 (内線) 3072
多摩川児童館 志茂田分館 志茂田おおたっ子ひろば	石井 真理	(3733) 3733
保育サービス課 本羽田保育園 園長	蛭田 弥生	(3745) 0550
保育サービス課 馬込保育園 栄養士	山縣 薫	(3772) 6923
学務課保健給食担当 栄養士	宇佐見 智子	(5744) 1431 (内線) 83749
学務課保健給食担当	植竹 優菜	(5744) 1431 (内線) 83751
指導課 指導主事	桑原 宏一	(5744) 1436 Fax03-5744-1665
指導課 栄養教諭（糀谷中学校）	青木 慧太	(5744) 1436 Fax03-5744-1665 糀谷中学：(3744) 2661
健康づくり課 栄養担当	湯木 実結	(5744) 1683 (内線) 2967
健康づくり課 栄養担当	串田 朋子	(5744) 1683 (内線) 2967

【発行】

大田区 健康政策部 健康づくり課

電話 03-5744-1683